

「建設業の魅力発信推進事業業務委託」に関する仕様書

1 委託事業名

建設業の魅力発信推進事業業務委託

2 目的

地域の基盤をつくり人々の生活を支える建設業の大切さ・やりがいを伝えるとともに、将来の担い手の確保につなげるため、子供たちを対象にマインクラフトによる道路や建物等の制作技術を競うコンテストを開催する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月28日（土）まで

4 業務内容

（1）千葉県マインクラフトコンテストの開催

① コンテスト概要

- a. チャレンジ部門（仮称）は「2つの都市を結ぶルートを構築すること」等、事前に設定された課題に対して、マインクラフトで自由に道路等の土木構造物を制作する。

そのマインクラフトで表現された道路や橋等の土木構造物等の創造性や技術力を評価する。

- b. 課題部門（仮称）は、事前に設定された橋や建物等の有名な施設や土木構造物から一つを選んでマインクラフトで再現する。

そのマインクラフトで再現された建築物や土木構造物の再現性等を評価する。

※予算内で上記以外の部門が実施可能な場合や、a、bに関するより良い具体案がある場合は、企画提案すること。

c. 両部門共通事項

ア 千葉県内に在住又は在学の小・中学生を対象とする。

イ 応募概要及び建設業の魅力を伝える動画を作成し、「②広報」に記載の専用webページ及びSNSアカウントに掲載する。

② 広報

ア 専用webページの制作、専用SNSアカウントの活用により当コンテストを周知し、参加を呼びかけること。なお、具体的な周知内容・周知時期等については、「4（3）広報にかかる留意点」を参照すること。開設する専用SNSアカウントは小中学生及びその保護者に対して、効果的に情報発信を行うことができるSNSを採用することとし、本事業の周知や応募に繋がるSNS広告を募集期間等において実施すること。

イ 開催告知のフライヤーデザインを制作すること（当該フライヤーデザインは委託者が著作権を有するものとする）。フライヤーデザインは県と協議の上で決定し、告知までに十分な時間をもったうえで制作すること。

なお、フライヤーについては、指定する日までに15,000部をカラー刷りで印刷し、指定する場所に納品すること。

③ チャレンジ部門のワールドの事前制作

- ・ 県と協議の上、チャレンジ部門（仮称）のテンプレートとなるベースワールドを制作すること。また、制作したワールドは、作品募集を開始する際に、専用webページから参加者がダウンロードできる状態にすること。
- ・ ベースワールドは、事前に次の課題を設定するものとし、必須課題を設定したワールドを1つ、自由課題を設定したワールドを1つ以上の計2つ以上のワールドの企画提案を行うこと。

○必須課題

都市の間を道路や橋、トンネルでつなげるルートの制作を通じて、創造性や建設業の理解等を評価するための課題

○自由課題

必須課題で示した課題以外の課題を通じて、創造性や建設業の理解等を評価するための課題

- ・ 事前に設定する課題は小中学生でも分かりやすいものとする。

④ 応募作品の受付

- ・ 専用webページ内に応募を受け付けるためのフォームを作成し、参加者の受付及び応募作品の取りまとめを行うこと。
- ・ なお、「4（1）①c. イの動画」を視聴した者のみが応募できるようにすること。

⑤ 応募作品の審査

- ・ 県と協議にて設定した各コンテストの審査基準に基づき、応募作品の審査を行うこと。
- ・ YouTubeやその他のSNS等で発信力のある者（少なくとも2名以上）を、コンテストの審査員として起用すること。
- ・ 起用した審査員に審査業務を行わせること。
- ・ 優秀作品の選定に当たり、審査用動画として1作品15秒程度の審査用動画（応募作品の概要が分かる動画）を制作すること。

⑥ 優秀作品の表彰

- ・ 優秀作品を表彰するイベント等を開催すること。
- ・ 賞状、賞品等を優秀作品受賞者に贈呈すること。優秀作品受賞者はチャレンジ部門・課題部門、各々6名ずつを目途（最大12名）とすること。また、賞品の目安は3,000円程度とすること。部門が増加する場合はこの限りではない。

（2）アフターイベントの開催

① アフターイベントの開催

- ・ 表彰式終了後に実施する、優秀作品を用いたアフターイベントについて企画提案すること。
- ・ 「4（1）⑤ 応募作品の審査」で受賞した作品の表彰式を行う。
表彰式の様子は、SNS等で公開する。

② 広報

- ・ 専用webページの更新、専用SNSアカウントを活用した情報発信により、アフターイベント及び開催について事前に周知すること。なお、具体的な周知内容・周知時期等については、「4（3）広報にかかる留意点」を参照すること。

- ・アフターイベントの開催について周知するためのY o u T u b e動画を1本以上制作すること。
- ・制作した動画は、イベント出演者のうち、より情報発信の効果が高いと思われる者のY o u T u b eチャンネルを活用し、配信すること。

(3) 広報に係る留意点

① 専用w e bページの制作

- ・「4 (1) 千葉県マイクラフトコンテストの開催」、「4 (2) アフターイベントの開催」に関する情報発信を行うため、専用w e bページを開設し、下記のとおり情報の掲載・更新を行うこと。

区分	掲載期間	内容
告知	別途県が指示する日～応募締切日の24時	コンテスト概要、応募要領、応募課題等
	応募締切日の翌日以降～アフターイベント開催日	応募を締め切った旨の表示、応募へのお礼、アフターイベント開催の予告（随時更新）等
	アフターイベント開催期間中	アフターイベント開催期間中の表示等
	アフターイベント終了後	アフターイベント終了の表示、参加へのお礼等
応募	募集開始1週間前まで～応募締切日の24時	応募フォーム
表彰	優秀作品の公表日以降	優秀作品の作品名、応募者名、写真2枚、審査コメント等
その他	(状況に応じて適宜更新)	

- ・なお、専用W e bページについては、県が指定する日までに公開することとし、その際の掲載内容については別途協議すること。

② 専用S N Sアカウントの開設及び情報発信

- ・「4 (1) 千葉県マイクラフトコンテストの開催」、「4 (2) アフターイベントの開催」に関する情報発信を行うため、専用S N Sアカウントを開設し、下記のとおり情報発信を行うこと。

番号	実施時期	内容
①	別途県が指示する日	専用w e bページ開設の告知、募集の予告、審査員が活用するS N Sとの連携発信
②	募集開始日	募集を開始した旨の告知
③	募集期間中	2回程度、募集中である旨の周知
④	募集締切前	まもなく募集締切である旨の告知
⑤	募集締切後	応募へのお礼
⑤	受賞者決定後	受賞者決定について周知
⑥	アフターイベントの開催前	アフターイベント開催の告知
⑦	アフターイベント開催日	アフターイベントを開催している旨の告知

⑧	アフターイベント終了後	アフターイベント終了の旨の告知、参加へのお礼
⑨	その他	(状況に応じて適宜発信)

- ・上記のうち「募集開始日」「募集締切前」「アフターイベントの開催前」の情報発信については、コンテストの審査員及びイベント出演者等にSNSへの掲載を依頼すること。

5 財産取得の制限

本業務の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認めない。

6 再委託の禁止

受託者は、県の承認を得ることなく受託業務を他人に委託することはできない。

7 その他

- (1) 提出された作品については、県が広報等において二次利用ができるよう、応募者から確認を取ること。また、チラシ、動画等については、制作物を県に納品するとともに、県が広報等において二次利用が可能となるようにすること。
- (2) この仕様による事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項は、県と協議する。